

第12章 その他参考表等の推計方法

1. 経済活動別就業者数・雇用者数・労働時間

(1) 就業者数・雇用者数

就業者とは、あらゆる生産活動に従事する者をいい、雇用者とは、就業者のうち自営業主と無給の家族従業者を除くすべての者をいう。就業者数・雇用者数は、基本的に『国勢統計』を用いて日本標準産業分類に基づく産業別及び従業上の地位別（雇用者（役員を含む）、自営業主、家族従業者）に推計する。

具体的には、『国勢統計』は5年に1度の統計であるため、『国勢統計』が実施された年の9月分については同調査を用いるが、それ以外の月は『労働力統計』を用いて月次毎に推計する。国民経済計算では、いくつかの仕事を兼ねている者、例えば自営業主を本業としながら副業として雇用者でもある者、あるいは2か所の事業所に雇用されているような者については、2人と数えているため、『就業構造基本統計』（総務省、5年ごと）や『経済センサス活動調査』から就業者に占める副業者の割合で求めた副業者比率によって副業者数を推計し、就業者数に加算する。

次に、日本標準産業分類による産業別及び従業上の地位別の人数を、『経済センサス活動調査』、『経済構造実態調査』、『科学技術研究統計』、『学校基本統計』等を用い、経済活動別分類に組み替える。年及び四半期値については、月次の値のそれぞれ12か月、3か月の平均値とする。

(2) 労働時間数（雇用者）

日本標準産業分類ベースで延べ労働時間（一人当たり労働時間×雇用者数）を推計し、経済活動別雇用者数をウェイトにして分割し、経済活動別労働時間を求める。

具体的には、一人当たり労働時間については、『毎月勤労統計』や『労働力統計』等を用いて月次の値を産業別に推計する。雇用者数は上記（1）の推計途中で得られた結果を用いる。これらを掛け合わせることにより得られた月間の延べ労働時間を積み上げて四半期値とする。こうして求めた日本標準産業分類ベースの延べ労働時間を、経済活動別の雇用者数をウェイトにして分割・統合し、経済活動別の延べ労働時間とする。さらに、四半期値を積み上げて年間（暦年・年度）の延べ労働時間とする。最後に年間延べ労働時間を上記（1）の経済活動別雇用者数で除して、経済活動別一人当たりの労働時間を算出する。

2. 実質国民総可処分所得

実質国民総可処分所得について、以下のように推計する。

- (1) 交易利得・損失を以下の式により推計する。

$$\text{交易利得・損失} = \frac{X - M}{P} - \left(\frac{X}{P_x} - \frac{M}{P_m} \right) \quad \cdots (a)$$

ここで、 $P = \frac{X + M}{X_r + M_r}$ (ニュメレール・デフレーター)

X : 名目輸出、 M : 名目輸入

P_x : 輸出価格指数、 P_m : 輸入価格指数

X_r : 実質輸出、 M_r : 実質輸入

- (2) 実質GDPに(1)の交易利得・損失を加え、実質国内総所得（実質GDI）を推計する。
- (3) 実質GDIに海外からの所得の純受取を加え、実質国民総所得を推計する。海外からの所得の純受取は、国内需要デフレーターで除すことにより実質化する。
- (4) 実質国民総所得に海外からの経常移転の純受取を加え、実質国民総可処分所得を推計する。海外からの経常移転の純受取は、国内需要デフレーターで除すことにより実質化する。